

第1期

平成19(2007)年度

田野畑むらづくり基金 報告書

「日本一の海岸美」との最高の評価を受けた「北山崎」の絶景



岩手県田野畑村

1 社会投資家である寄付者や村内外の皆様へ

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本村のむらづくりに対し格別のご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

ここに、田野畑むらづくり基金（以下、基金）の第1期（平成19（2007）年度）の報告をさせていただきます。

この基金の仕組みは、村が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的なニーズを寄付金という形でくみ取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えるでしょう。

田野畑村では、「寄付による投票条例」を提唱している寄付市場協会（渡辺清会長）のご指導を仰ぎながら、平成19年10月に基金を導入することができました。「寄付による投票条例」の導入は、岩手県内では2番目、全国では28番目となりました。

政策メニューとしては、「自然環境の保全に関する事業」、「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」、「自然エネルギーの整備に関する事業」、「福祉および健康の推進に関する事業」、「子どもの教育および少子化対策に関する事業」の5つを提示しました。どの政策メニューも、田野畑村に不可欠なものにとらえています。

地方自治を取り巻く環境は、行財政改革や地方分権、人口減少、少子・高齢化などによって激変をしています。一方で、都市と地方の地域間格差が社会問題として浮上し、何らかのひずみが生じていると指摘されています。こうした中で、「地方の自立」に向けた模索が全国の自治体に求められています。

田野畑村では、そのためのツールとして「寄付による投票条例」を有効に活用していきたいと考えています。そして、このツールが「地方と都市の架け橋」と呼ばれるようになることを期待しています。同時に、寄付を通じた新たな地方自治のひとつのモデルを確立すべく努力していく方針です。

皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成20年4月

田野畑村長 上机 莞治

2 寄付の概況

第1期（平成19（2007）年度）は、寄付者延べ88人から総額2,669,000円、件数120件の寄付がありました。

政策メニュー別では、「自然環境の保全に関する事業」が231,000円（19件） 「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」が125,000円（11件） 「自然エネルギーの整備に関する事業」が55,000円（7件） 「福祉および健康の推進に関する事業」が215,000円（19件） 「子どもの教育および少子化対策に関する事業」が310,000円（30件）となっています。このほか「指定なし」が1,733,000円（34件）でした。

地域別では、埼玉県が1,120,000円（11件）次に岩手県（田野畑村を除く）が736,000円（45件）続いて田野畑村が510,000円（38件）東京都が85,000円（6件）宮城県が80,000円（6件）神奈川県が63,000円（7件）などとなっています。

個人・団体別では、個人が2,249,000円（103件）団体が420,000円（17件）となっています。

寄付額別では、最高額が個人の1,000,000円でした。10,000円が48個人・団体と最も多くなっています。1個人・団体当たりの平均寄付額は30,329円（1件当たり22,241円）で、種別では個人が1人当たり28,112円（1件当たり21,834円）団体が1団体当たり52,500円（1件当たり24,705円）となっています。

なお、基金は定期預金として管理しているため、第1期中の運用益は生じていません。

3 寄付財源の事業化

寄付財源を予算化して事業は、行っていません。

4 寄付のデータ

(1) 月別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然福祉*		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
10月	31,000	3	25,000	2	20,000	1	20,000	1
11月	70,000	1	0	0	5,000	1	20,000	3
12月	50,000	6	10,000	2	5,000	1	25,000	2
1月	15,000	3	60,000	3	5,000	1	30,000	4
2月	20,000	1	10,000	1	10,000	1	80,000	4
3月	45,000	5	20,000	3	10,000	2	40,000	5
合計	231,000	19	125,000	11	55,000	7	215,000	19
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-
基金計	231,000	-	125,000	-	55,000	-	215,000	-

	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
10月	40,000	3	50,000	2	186,000	12	8
11月	70,000	6	290,000	6	455,000	17	14
12月	80,000	7	63,000	6	233,000	24	20
1月	40,000	6	20,000	2	170,000	19	10
2月	30,000	3	90,000	3	240,000	13	9
3月	50,000	5	1,220,000	15	1,385,000	35	27
合計	310,000	30	1,733,000	34	2,669,000	120	88
運用益	-	-	-	-	0	-	-
基金計	310,000	-	1,733,000	-	2,669,000	-	-

注) 1回の寄付で複数の用途を指定することがあるため、各用途の件数の和は人数と一致しません。

(2) 地域別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然環境*		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
田野畑村	130,000	8	10,000	2	10,000	2	130,000	10
岩手県	56,000	6	40,000	5	30,000	3	35,000	3
宮城県	5,000	1	5,000	1	5,000	1	10,000	1
茨城県								
埼玉県	20,000	1	10,000	1	10,000	1	25,000	3
千葉県								
東京都	5,000	1	50,000	1				
神奈川県	15,000	2	10,000	1			15,000	2
静岡県								
愛知県								
兵庫県								
合計	231,000	19	125,000	11	55,000	7	215,000	19

	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
田野畑村	80,000	8	150,000	8	510,000	38	29
岩手県	185,000	16	390,000	12	736,000	45	34
宮城県	5,000	1	50,000	1	80,000	6	2
茨城県			10,000	1	10,000	1	1
埼玉県	15,000	2	1,040,000	3	1,120,000	11	6
千葉県			25,000	3	25,000	3	3
東京都	15,000	2	15,000	2	85,000	6	5
神奈川県			23,000	2	63,000	7	5
静岡県			20,000	1	20,000	1	1
愛知県	10,000	1			10,000	1	1
兵庫県			10,000	1	10,000	1	1
合計	310,000	30	1,733,000	34	2,669,000	120	88

注) 岩手県は、田野畑村を除く。

(3) 個人・団体別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人・団体)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然環境*		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人	121,000	16	95,000	9	25,000	5	135,000	16
団体	110,000	3	30,000	2	30,000	2	80,000	3
不明								
合計	231,000	19	125,000	11	55,000	7	215,000	19

	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
個人	250,000	27	1,623,000	30	2,249,000	103	80
団体	60,000	3	110,000	4	420,000	17	8
不明					0	-	-
合計	310,000	30	1,733,000	34	2,669,000	120	88

注) 1回の寄付で複数の用途を指定することがあるため、各用途の件数の和は人数と一致しません。

(4) 寄付額別

(単位：人、団体)

	個人	団体	不明	計
1,000	1			1
3,000	1			1
5,000	7			7
10,000	47	1		48
15,000	1			1
20,000	13	1		14
25,000	1			1
30,000	3	1		4
50,000	3	2		5
60,000		1		1
100,000	2	2		4
1,000,000	1			1
合計	80	8	0	88

(5) 個人の寄付者の方々 (敬称略)

工藤 裕弘	埼玉県所沢市	1,000,000 円	
熊谷 タマ	岩手県花巻市	100,000 円	
T ・ T	岩手県盛岡市	100,000 円	
富山 茂貴	岩手県紫波郡紫波町	50,000 円	
S ・ O	岩手県下閉伊郡田野畑村	50,000 円	
佐々木 純吉	岩手県盛岡市	50,000 円	(1 万円 × 5 か月)
N ・ K	東京都練馬区	50,000 円	
M ・ K	埼玉県所沢市	30,000 円	
昆 芳男	岩手県遠野市	30,000 円	
金子 正典	宮城県仙台市	30,000 円	
M ・ K	岩手県紫波郡紫波町	25,000 円	
高橋 嘉行	岩手県盛岡市	20,000 円	
平野 直	岩手県北上市	20,000 円	
清水 一夫	岩手県盛岡市	20,000 円	
M ・ K	岩手県久慈市	20,000 円	
K ・ K	岩手県久慈市	20,000 円	
T ・ F	静岡県三島市	20,000 円	
G ・ S	神奈川県横浜市	20,000 円	
小島 榮佑、幸子	岩手県一関市	20,000 円	
C ・ S	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円	
葛城 恵津子	岩手県岩手郡岩手町	20,000 円	
金子 好雄	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円	
高橋 弘	岩手県盛岡市	20,000 円	
K ・ K	神奈川県横浜市	20,000 円	
K ・ K	岩手県下閉伊郡岩泉町	15,000 円	
岩澤 義教	岩手県紫波郡紫波町	10,000 円	
Y ・ S	千葉県市川市	10,000 円	
熊谷 順次郎	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
廣田 仁志	岩手県下閉伊郡岩泉町	10,000 円	
中嶋 喜和男	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
K ・ H	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
Y ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
K ・ M	兵庫県明石市	10,000 円	
T ・ W	岩手県盛岡市	10,000 円	

K ・ M	東京都練馬区	10,000 円
E ・ N	千葉県木更津市	10,000 円
K ・ N	茨城県龍ヶ崎市	10,000 円
鎌田 健造	岩手県宮古市	10,000 円
工藤 正勝	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
S ・ N	埼玉県川口市	10,000 円
藤澤 信悦	岩手県花巻市	10,000 円
佐々木 ミヤ子	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
畠山 正一	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
K ・ K	岩手県盛岡市	10,000 円
K ・ H	岩手県宮古市	10,000 円
Y ・ K	愛知県常滑市	10,000 円
鈴木 吉郎	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
I ・ K	岩手県盛岡市	10,000 円
Y ・ S	東京都日野市	10,000 円
佐々木 愛子	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
田中 盛茂	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
A ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
手嶋 孝、祝子	埼玉県さいたま市	10,000 円
T ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
前原 克郎	埼玉県比企郡嵐山町	10,000 円
M ・ H	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
K ・ S	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
宮本 季子	神奈川県横須賀市	10,000 円
畠山 重蔵	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
A ・ K	岩手県盛岡市	10,000 円
穂高 和枝	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
Y ・ I	神奈川県平塚市	10,000 円
縄田 圭司	東京都大田区	10,000 円
佐藤 弘子	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
畠山 恵太	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
T ・ S	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
K ・ H	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
N ・ N	東京都府中市	5,000 円
T ・ A	千葉県千葉市	5,000 円
M ・ S	岩手県下閉伊郡田野畑村	5,000 円

佐々木 博幸	岩手県盛岡市	5,000 円
T・T	岩手県花巻市	5,000 円
奥地 サワ	岩手県下閉伊郡田野畑村	5,000 円
T・S	岩手県盛岡市	5,000 円
M・S	神奈川県横浜市	3,000 円
T・U	岩手県盛岡市	1,000 円

注) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方および不明な方は、匿名としました。

(6) 団体の寄付者の方々 (敬称略)

東日本交通株式会社	岩手県下閉伊郡岩泉町	100,000 円
有限会社北山崎レストハウス	岩手県下閉伊郡田野畑村	100,000 円
在京田野畑村ふるさと会	埼玉県比企郡嵐山町	60,000 円
株式会社西原テクノサービス東北支店	宮城県仙台市	50,000 円
子・丑年の会還暦祝発起人会	岩手県下閉伊郡田野畑村	50,000 円
有限会社幕内石油店	岩手県下閉伊郡田野畑村	30,000 円
大崎建設株式会社	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円
株式会社北日本銀行	岩手県盛岡市	10,000 円

(7) 寄付者からのメッセージ

田野畑村は本当に自然も人も素晴らしいです！(岩手県紫波郡紫波町・個人)
自然を守ってください。(岩手県盛岡市・個人)

4年間村でお世話になりました。厳しい自然環境の中で、自ら考え、自ら地域づくりに励む村民の方々の前向きに生きる姿勢に学ばせてもらいました。岩手県内だけではなく、全国の模範となる村づくりを期待いたします。(岩手県紫波郡紫波町・個人)

わが故郷が維持発展していくことを願い寄付いたします。(いずれは田野畑でのんびりと農業をやりながら暮らしたいので！)(宮城県仙台市・個人)

30年前に思惟の森の会でお世話になりました。わずかばかりですがお役に立ててください。いつまでも美しい自然と調和した心温かい村でありますように！(東京都大田区・個人)

小生昭和41年4月より43年3月まで岩泉高校小本分校舎にて教職にあり、田

野畑分校舎の先生はじめ小本分校舎に通学くださった田野畑村の生徒諸君には大変お世話いただきました。むらづくり基金報道のお知らせを拝見し番屋群の保全等に使用願いたく少額ではありますがお送り申し上げます。(岩手県花巻市・個人)

活動への基盤造りは、広域に、しかもたゆまぬ広報と村内若年層への趣意の浸透が鍵になるかとお察しします。皆様方、事業従事者のご活躍をご期待いたします。頑張ってください。(神奈川県横須賀市・個人)

昭和38年度田野畑中学校卒業生を中心に行った遺暦祝の経費の一部を寄付します。村を出て生活している者の故郷への思いも込められています。(岩手県下閉伊郡田野畑村・団体)

実家の家族がいつもお世話になっております。新聞でこの寄付の仕組みを知り、関心を持っていました。先日の同窓会で用紙をいただいたのでさっそく申し込みました。すべての分野が大切だと思いますが、今私も介護支援専門員の仕事をしていますので、福祉や、今後の教育に重点的に使っていただけたらうれしいです。(岩手県岩手郡岩手町・個人)

田野畑村に生まれ育ちお世話になった者として少額ですが毎月10,000円をお送りさせていただきます。(岩手県盛岡市・個人)

頑張れ 田野畑！(岩手県盛岡市・個人)

子供たち、高齢者、そして若者が住み良い街になるよう、他市町村のモデルとなるような街づくりをお願いします。(岩手県盛岡市・個人)

いつも「懐かし村」でお世話になりありがとうございます。温かい田野畑村の事業にささやかですが協力させていただきます。頑張ってください。(愛知県常滑市・個人)

ささやかな金額ですけど、役に立てば幸いです。(岩手県宮古市・個人)

財政的に厳しい中でも、教育に熱心な田野畑村がますます発展することを心から願っております。(3年間でしたが、ありがとうございました。)(岩手県遠野市・個人)

義民指導者「切牛弥五兵衛、田野畑太助」の児童生徒向けの分かりやすい副読本、もしくは学習になるような漫画本を編集して、その功績を後世に永久に残していくための基金に活用を希望します。(岩手県下閉伊郡田野畑村・個人)

亡き父が昭和43年度から5年間、田野畑中学校校長として村民の皆様には大変お世話になりました。わずかばかりで大変恐縮ですが、何かのお役に立てられれば幸いです。(岩手県紫波郡紫波町・個人)

小生77歳、妻70歳の老齢年金生活者で、貴村から定期的に送られて来る諸産物を楽しみにしております。寄付金は、誠に申し訳ありませんが、気持ちだけわずかですがさせていただきます。(兵庫県明石市・個人)

甚だ些少ではありますが、ご随意にお役立てください。(千葉県市川市・個人)
このたびヤマブドウを何人かの知人に送っていただきました。大変好評です。
増産してください。(埼玉県所沢市・個人)
村の発展を遠くよりお祈り申し上げます。(神奈川県横浜市・個人)

5 政策メニューリスト

(1) 自然環境の保全に関する事業

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和29年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。

自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

事業内容： シロバナシャクナゲ群落の再生事業、国立公園内自然遊歩道の適正管理

(2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」(平成18年2月)に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動等を展開しています。

この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

事業内容： 机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

(3) 自然エネルギーの整備に関する事業

田野畑村の84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。

環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

事業内容： 太陽光発電の設置および普及、ペレット・薪ストーブの設置および普及

(4) 福祉および健康の推進に関する事業

平成19年9月現在、村の高齢化率は30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯(全世帯比14.4%)や一人暮らし老人世帯(同9.2%)が増加傾向にあります。

村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。

高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

事業内容： 既存事業の維持

(5) 子どもの教育および少子化対策に関する事業

平成19年9月現在、村の15歳以下の人口比は12.8%となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や、小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。

子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

事業内容： 既存事業の維持

申し込み方法

「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。

村から降り込みのご案内をしますので、指定の口座にお振り込みをお願いします。

振込手数料は本人負担となります。

寄付金の額

寄付金は、1口5,000円を原則として、何口でも受け付けます。

問い合わせ先

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1

田野畑村役場 政策推進課 田野畑むらづくり基金担当

電話 0194-34-2111 F A X 0194-34-2632

e-mail inquiry@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】 寄付市場協会（JaDoMaC） 会長 渡辺清

6 田野畑むらづくり基金条例

平成 19 年 10 月 1 日公布

田野畑村条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

(基金の設置)

第 3 条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の指定等)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第 5 条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 基金として積み立てる額は、第 4 条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 8 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 田野畑むらづくり基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておくなければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。